

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成27年2月19日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

大原簡易水道再整備（その13）工事

(2) 工事場所

京都市左京区大原小出石町 地内

(3) 工事概要

ア 建築工事	一式
イ 電気設備工事	一式
ウ 機械設備工事	一式

(4) 工期

契約の日から240日以内

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する平成26年度の一般競争入札有資格者名簿に「工事」に登録されている者であって、同日（(4)にあつては、公告日の日から開札の日までの間）において、次に掲げる条件を全ての条件を満たす者

- (1) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）

における「建築一式」の種目の総合評定値が750点以上であること。

- (2) 建設業法に基づく、建築工事業に係る主任技術者の資格を有する者を1名配置できること。

また、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。当該技術者については、専任義務のない他工事に配置されている技術者との兼任は可とする。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

- (3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。

ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

- (4) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (5) 京都市行財政局財政部契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社を

いう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、入札者が、入札期間内に2の場所に設置している「入札資料提出ポスト」に一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。),入札書等を投函することによって行う。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、本件入札に係る申請書,入札書等及び設計図書等入手し積算のうえ,(4)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア 用度課のホームページに入札公告と併せて申請書,入札書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

イ 用度課から紙で申請書,入札書等の交付を受ける。

(3) 工事の設計図書等について

この公告の日から平成27年3月6日(金)までに有限会社吉岡商店(京都市伏見区津知橋町373番地 電話075-621-4514)において購入すること。(購入時間は、午前9時から午後5時までとする。)

この公告日から平成27年3月6日(金)までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

(4) 入札期間

平成27年3月9日(月),10日(火)及び11日(水)の午前9時から午後5

時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 申請書及び入札書等の提出

入札者は、(6)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札書（用紙交付）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

オ 社会保険加入に係る誓約書（該当者のみ。用紙交付）

上記の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書においては雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外が確認できないが、入札参加資格確認申請書を提出する日において、加入が必要な全ての保険（法令により適用を除外されているものを除く。）に加入している場合に限り提出すること。

(6) 申請書及び入札書等は、封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時を記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(7) 入札者は、(6)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(8) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を同封すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(9) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(10) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 23,580,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格 20,710,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成27年3月12日（木）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

イ 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、本市が指定する日時に2の場所にて抽選により決定する。

6 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

7 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課ホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

8 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 契約保証金
必要
- (5) 前払金及び中間前払金
特記仕様書(中間前払金については2割を超えない範囲内)のと通りの額を支払う。
- (6) 部分払
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 設計図書等の内容に関する質問は禁止する。
- (9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (11) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (12) 本件工事は、平成26年2月の公共工事設計労務単価（旧労務単価）により積算し

ている。そのため、本件工事は、「特例措置」の対象となる。協議の請求期限は、契約締結の日から30日以内とする。

なお、「特例措置」については、以下のホームページアドレスに掲載している。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000084166.html>

(上下水道局総務部用度課)